

公 告

首都圏等における「美食福井」食材プロモーション業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提供を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
首都圏等における「美食福井」食材プロモーション業務
- (2) 公告業務の内容
プロポーザル実施要領による
- (3) 公告業務の履行期限
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 予算限度額
13,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間において、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 企画提案参加資格誓約書（様式3）

ウ 定款や登記事項証明書の写し（これに類するもの）

なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可

エ 過去の同種案件の受託実績がわかるもの（契約書の写し等）

オ 共同企業体にあつては、当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書等の写し

カ 企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類（会社案内等）

キ 主たる企業について、直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し

ク 県内に事業所を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の
証明書

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から同年4月15日（水）17時まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。
送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課 担当：山田、下嶋

TEL 0776-20-0421・FAX 0776-20-0649

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を4月17日（金）17時までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

参加資格の結果通知後に審査会への参加を辞退する場合は、審査会参加辞退届（様式4）を4月30日（木）12時までに電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 企画提案書の提出手続き

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

以下のとおり（様式は任意）

提出書類	部数
○ 企画提案書 ・仕様書を満たす内容 ・ <u>企画提案書はA4サイズ横向きとし、表紙を含め20ページ以内 とすること。</u>	1部

<p>○ 経費見積書（内訳含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は上記1の（4）に定める限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。 	1部
---	----

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。
 なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期間

令和8年4月30日（木）17時までとする。（必着）

なお、提出後における提案書の追加および変更は原則認めない。

6 審査および提案者の選定等

(1) 企画提案の審査

- ・提出された企画提案書等の内容について、審査会において総合的に審査した上で、委託候補者を1者選定する。

【審査会(予定)】

日時：令和8年5月12日（火）予定

実施時間等の詳細は別途通知する。

場所：福井県庁

持参資料：審査員用の提出資料は、事務局で準備するため不要とする。

なお、当日の追加資料は認めない。

実施方法：プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分以内

その他：・審査会には、Microsoft Teams を介した参加も認める。オンラインでの参加を希望する場合は事前に事務局と調整すること。ただし、プレゼンテーションを行わない者は参加できないものとする。

- ・公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失う。

- ・応募多数の場合は、事前に書類審査を行う場合がある。

(2) 審査方法

下記の評価項目に従い、提出書類およびプレゼンテーション内容の審査を行う。

審査項目	審査の観点
1 企画	
	<p>年間プロモーションプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールは妥当なものと認められるか。 ・設定されたKPIは妥当であるか。
	<p>首都圏等の飲食店における「美食福井」食材等を使用したフェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点店舗を位置付けるコンセプトの設定は妥当なものであるか。また、新規参加店を見込めるか。 ・産地視察は、シェフやバイヤーの「美食福井」食材等活用への意欲を高め、継続的な効果が期待できるものであるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・参加飲食店との円滑な連絡手段を確保しているか。 ・サンプル食材購入費補助の趣旨（新メニュー開発の促進、フェア品質の向上）を正しく理解しているか。 ・オープニングイベントは、「美食福井」食材等の知名度向上やメディアに取り上げられるような効果的な企画となっているか。 ・情報発信に使用する媒体は十分な広報力があるか。また、ターゲットに効果的に訴求できる工夫などは行っているか。 ・フェアへの集客を促すプロモーションは優れたものであるか。 ・「美食福井」特設サイトのPV増加が期待できる施策であるか。 ・「美食福井」食材等の継続使用に向けた支援は十分であるか。
	「美食福井」食材等の認知度向上および販路拡大に効果的なイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは、効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。 ・創意工夫を取り入れた独自性のある優れた企画であるか。 ・費用に見合う効果となっているか。 ・ターゲットの心に響く取組みであるか。 ・イベント効果を高めるためのプロモーションにより、「美食福井」食材等の認知度拡大、興味喚起、販路拡大に繋がるPR効果を期待できるか。 ・卸会社やシェフ等の「美食福井」食材等継続使用が期待できるか。 ・「美食福井」食材を使用したオリジナルご当地メニュー開発アワードの審査において、福井県民の評価が反映される仕組みとなっているか。
	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の提案があり、その内容が優れたものであるか。また、令和9年度以降、「美食福井」食材の継続的な認知度向上および販路形成・拡大に結び付くプロモーションであるか。 ・費用に見合う効果となっているか。 ・「美食福井」食材の魅力発信に繋がる効果的な取組みか。
2 業務遂行能力関係		
	趣旨・目的の理解	本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。また、業務に対し、積極的に取り組む意欲があるか。
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業責任者・担当者の役割分担、体制図、連絡フローが明確であるか。 ・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・人員体制は整っており、業務を円滑に進めることができるか。 ・飲食店支援、食材手配、フェア型事業等に関する過去の実績があるか。また、業務実績は良好であるか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・県産食材・産地流通・飲食店に対する知識やネットワークを持つか。
	経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。 ・全体の予算額について、費用対効果が優れているか。 ・企画提案の内容が実現可能な経費内訳になっているか。

優先交渉権者の決定について、審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

選考結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対し、代表者（担当者）宛電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(3) 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではなく、事業の円滑かつ効果的な実施に必要と認められる場合は、企画提案書の内容について修正又は変更を求める場合がある。

なお、軽井沢町に関する企画は、「福井県と軽井沢町との相互発展に向けた連携に関する協定」に係る関係機関との調整により、提案内容から大きく変更を求める場合がある。

7 公告業務に関する実施要領等の交付

(1) 交付場所

福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載しているデータをダウンロードのこと。

URL (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021033/syutoken-bisyoku.html>)

(2) 交付期間

令和8年4月1日（水）から同年5月12日（火）の間

(3) 交付資料

- ア 首都圏における「美食福井」食材プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 首都圏における「美食福井」食材プロモーション業務仕様書
- ウ 首都圏における「美食福井」食材プロモーション業務質問書・参加申込書・誓約書
- エ 様式1～4

8 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年4月1日（水）から同年4月8日（水）の17時までの間に質問書（様式1）を電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和8年4月9日（木）17時までに、福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- (3) 提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) その他、不明な点については、福井県農林水産部流通販売課（TEL 0776-20-0421）に照会すること。